**平成２２年（フ）第２８０３号**
札幌市白石区北郷３条13丁目１番32号　富樫ビル306号
債務者　金子　麻弥
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３２３６号**
札幌市豊平区平岸３条９丁目13番19号　サンラッキ505―102号
債務者　小西美佐子（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３２５６号**
札幌市手稲区曙４条２丁目８番６号　メゾンドＹＳ―105号
債務者　小形　　滋
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３４７５号**
札幌市北区新琴似11条13丁目10番15号
債務者　能戸久美子（旧姓笹山）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３４７８号**
札幌市豊平区平岸１条９丁目６番６号　コーポ大洋２―３号
債務者　鈴木　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５０５号**
札幌市豊平区平岸４条６丁目２番21号　サンジェーヌＡ号
債務者　大内　照美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５６７号**
札幌市北区西茨戸２条１丁目６番15号
債務者　山口　朋也
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５７５号**
札幌市東区東苗穂２条２丁目１番２―34号
債務者　坂本　　希
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５８３号**
札幌市東区北26条東10丁目３番８―102号
債務者　岡田　祐樹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５９２号**
札幌市豊平区豊平５条10丁目１番８号　フラット豊平205号
債務者　布施　善一
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５９３号**
札幌市豊平区豊平５条10丁目１番８号　フラット豊平205号
債務者　布施みきこ
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３６１７号**
札幌市西区二十四軒４条５丁目９番２―206号
債務者　葉原美津子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３６３７号**
札幌市豊平区月寒西１条10丁目３番13号　トークフラット205号
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２０号**
北海道紋別市大山町１丁目７番地の42
債務者　八重樫和代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
旭川地方裁判所紋別支部

**平成２２年（フ）第５６２号**
新潟市江南区曽野木１丁目21番６―32号
債務者　基村　昭雄
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５８０号**
新潟市中央区東堀通11番町1754番地　リバティープラザ東堀Ⅱ503号
債務者　安中　千絵
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６５１号**
新潟市西区木場155番地、住民票上の住所新潟市西区鳥原2548番地６
債務者　栗林　徳二
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
新潟地方裁判所民事部